

# 令和8年度特定健診未受診者勧奨及び特定保健指導伴走支援業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度特定健診未受診者勧奨及び特定保健指導伴走支援業務委託

## 2 業務の目的

特定健康診査及び特定保健指導については、被保険者の生活習慣病の予防につながる重要な取組であるが、本県内の市町村国保は平均で受診率及び実施率が国の定めた目標値に達していない状況である。その一方で、これらの取組については、医療費適正化の観点から、多くの被保険者に確実に実施することの重要性が年々高まっている。

そこで、特定健診における受診率向上に向けた取組の分析を行い、専門の事業者による効果的な個別勧奨通知等を企画提案のうえ実施することで、県内市町村国保の特定健診の受診率の底上げを図る。

併せて、特定保健指導における実態調査を実施し、実施率向上に向けた取組の分析を行い、分析結果等を踏まえた個別の伴走支援を行う。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

埼玉県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務は次のとおりとする。

なお、委託業務の開始に当たり、乙は各参加保険者（以下「丙」という。）（別紙1のとおり。以下同じ。）とそれぞれ業務実施の詳細について打合せを実施すること。

打合せ場所や日時、方法については、乙と丙の間で協議の上決定する。

### (1) 特定健診受診率向上に向けたデータ分析及び未受診者勧奨

#### ア データ分析及びヒアリング

##### (ア) データ分析及びヒアリングの実施手法

乙は、特定健診の受診率に相関すると思われる取組の全体像を定義し、各市町村に対して個々の取組の実施状況に対し調査及びヒアリングを実施し、受診率との関連性を分析する。受診率に相関すると思われる取組の全体像については、可能な限り網羅的に設定したうえで、保健事業や公衆衛生に関する有識者の監修を受けたものとする。

##### (イ) データ分析及びヒアリングの対象

分析及びヒアリングは全市町村を対象とするほか、他都道府県の市町村のうち特定健診の受診率が顕著に高い市町村を選定のうえ、追加で分析を行うこととする。

## イ 特定健診未受診者勧奨

乙は、アのデータ分析及びヒアリングの結果を踏まえ、以下に挙げる通院中の未受診者に対する受診を促す取組を支援する。

### (ア) 医療機関・郡市医師会との連携に向けた課題抽出及び支援

- ① 乙は、通院中の未受診者対策を実施するうえで、丙と丙の管轄にある医療機関・郡市医師会との連携を強化するため、受診環境や受診状況、医療機関ごとの分析を実施すること。さらに、下記(イ)に掲げるハガキによる勧奨結果も踏まえ、今後の課題や改善点を提示すること。

### (イ) 通院中の特定健診未受診者に対するハガキによる勧奨

- ① 対象者のレセプト・健診データ情報等を元に、通知に通院先等での健診受診を促すための個別性の高い効果的な通知とするとともに、行動科学等の知見をもとに対象者の特性に応じ、より効果的な通知内容とすること。  
加えて、通知物については、客観的な効果検証がなされており、実績があるものを使用すること。
- ② 乙は、丙別の令和8年度特定健康診査受診対象被保険者の名簿(郵便番号、住所、氏名の情報を含む。)及び過去の特定健康診査受診履歴等のデータを元に、対象者毎に受診確率(対象者が年度内に受診する確率)等を算出する。
- ③ 乙は、丙が②のリストを元に指定した受診勧奨対象者のうち、通院中の対象者に向けた、勧奨通知の企画デザイン、印刷(丙別に各1回)及び発送(丙別に各1回)を行う。(発送に係る郵送料等は委託料に含む。)乙が行う発送は、丙の特定健診の時期等を考慮した最適な時期に、丙ごとに1回行う。

### (ウ) 受診勧奨用資材のデザインの手順・留意事項

- ① 受診勧奨対象者の特性に合わせたデザイン面については、原則として全ての丙で統一のデザインとする。受診勧奨用資材の仕上がりサイズ等は、一般的なハガキのサイズかつ圧着形式ハガキとするデザインの原案は甲及び乙で予め協議したものをを使用すること。乙が示したデザインの原案に対し、丙から改変要望がある場合は、乙と丙の間で別途協議を行い、乙は作業・費用等に支障がない場合に限り丙の改変要望に応じた上で、デザインの確定とする。乙は確定させたデザインのサンプルを速やかに甲に提供すること。
- ② 丙は受診勧奨用資材の校正について3回を上限として行い、校了させる。
- ③ 乙は、発送後、速やかに甲及び丙に対して受診勧奨用資材の現物見本を提出すること。(甲：各2部、丙：各10部。)
- ④ 受診勧奨に係るスケジュールは、全体の業務日程に配慮しつつ丙の状況に応じたものとする。

## (2) 特定保健指導実施率向上に向けたデータ分析及び伴走支援

### ア データ分析及びヒアリング

#### (ア) データ分析及びヒアリングの実施手法

乙は、特定保健指導の実施率に相関すると思われる取組の全体像を定義し、各市町村に対して個々の取組の実施状況をヒアリングし、実施率との関連性を分析する。実施率に相関すると思われる取組の全体像については、可能な限り

網羅的に設定したうえで、保健事業や公衆衛生に関する有識者の監修を受けたものとする。

(イ) データ分析及びヒアリングの対象

分析及びヒアリングは全市町村を対象とするほか、他都道府県の市町村のうち特定保健指導の実施率が顕著に高い市町村を選定のうえ、追加で分析を行うこととする。

イ 特定保健指導実施率向上に向けた伴走支援

(ア) 伴走支援に向けた事前ヒアリング

丙の特定保健指導の実情を把握するため、アのデータ分析（量的データ分析）及びヒアリング（定性的データ分析）の結果を踏まえ、乙は丙に訪問にて詳細なヒアリングを実施し、丙の事業実施体制や事業の強み・弱みを整理する。

(イ) 支援内容の決定

乙は、(ア)のヒアリング等をもとに、課題や改善点を明確化し、丙に対して効果的かつ実効性の高い施策を提案し、乙と丙の間で協議を行ったうえで実施内容を決定する。決定にあたっては、データヘルス計画や現地でのヒアリング等から短期・長期の両面に取り組むべき課題を明らかにすること。

(ウ) 具体的な支援の実施

乙は掲げた課題に対して、必要な実行支援を行うこと。支援には役務（例：予算要求資料・事業仕様書等の庁内説明用資料の作成や、医師会・医療機関等との調整及び連携強化に必要な資料の作成、その他必要なデータ提供等）を含むものとし、役務の内容は、甲、乙及び丙と協議の上、決定すること。

ウ 留意事項

(ア) 伴走支援の留意事項

- ① 支援を行うにあたっては、選定市町の現状把握、課題整理を十分に行い、第3期データヘルス計画と整合性を図ること。
- ② 事業の目的・目標、対象者、事業内容、評価指標等を検討すること。
- ③ 支援内容について優先順位・効果等を整理すること。
- ④ 伴走支援については最低3回程度の訪問等による支援を行うこととするが、丙の実情や課題に対する改善状況等に応じ、綿密なヒアリング等を行い十分な支援を実施すること。
- ⑤ 伴走支援においては、保健事業や公衆衛生の高い専門性が求められることから、プロジェクトメンバーに医療・保健衛生部門に係る有資格者を必ず組成すること。また、伴走支援内容の適正性を担保するために、保健事業や公衆衛生に関する有資格者の事業監修を必ず実施すること。

(3) 成果報告会等の実施

乙は、事業の成果報告について、事業期間内に計3回の報告・研修会を実施すること。

ア 中間報告会

- (ア) 「4(1)ア データ分析及びヒアリング」、「4(2)ア データ分析及びヒアリング」における分析及びヒアリング内容の結果をとりまとめ、県内における特定健診及び特定保健指導の取組とそれぞれの受診率・実施率

との関係について報告し、県内市町村における今後の取組の改善に資する内容を提示すること。

イ 期末報告会

(ア) 「4 (1) イ 特定健診未受診者勧奨」、「4 (2) イ 特定保健指導実施率向上に向けた伴走支援」における未受診者勧奨の実施状況及び伴走支援の取組状況や成果を県内市町村に横展開するための報告を実施すること。

ウ 保健事業研修会

(ア) 上記ア、イ以外で、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率向上に向けた必要と思われる研修会を実施すること。

(イ) 研修会の実施にあたっては、県内の事例だけでなく他都道府県での好事例等を取り上げる等、乙の知見及び実績を活かした内容とすること。

**(4) 通院中の特定健康診査未受診者に対する受診勧奨**

ア 通院中の特定健康診査未受診者に対するチラシによる勧奨

(ア) 概要

乙は、通院中の対象者に向けた、勧奨チラシの企画デザイン、印刷（甲に1回）及び納品（甲及び甲の希望先に1回）を行う。

(イ) 受診勧奨用資材のデザインの手順・留意事項

- ① 受診勧奨資材のデザインの仕様については、フルカラー、両面、仕上がりサイズA4判タテ相当サイズとする。
- ② 甲は受診勧奨用資材の校正について3回を上限として行い、校了させる。
- ③ スケジュールは、甲の希望する時期に納品とするが、具体的には納品先及び納品部数と合わせ甲と乙で別途協議した上で決定する。

なお、納品先は当該チラシの配布を希望する県内市町村とし、当該市町村が希望する部数を納品することを想定しており、過去の配布実績は以下のとおり。

(令和6年度 41市町村・計65,500部、令和7年度 47市町村・計70,100部)

**(5) 甲及び丙への報告**

ア 概要

乙は甲に対し、委託期間中及び年度末において、効果検証と報告書提出を行う。乙は、委託期間中及び年度末において、最新の特定健康診査受診結果に基づき「4 (1) イ 特定健診未受診者勧奨」の結果による特定健康診査受診率の変化及び、「4 (2) イ 特定保健指導実施率向上に向けた伴走支援」の結果による特定保健指導実施率の変化等について、効果検証を実施する。乙は甲及び丙に対して、この検証結果を、中間報告書及び年度末報告書により報告する。

イ 報告書に記載すべき項目

別紙2のとおり。年度末報告書については、別紙2に記載した項目の他、丙が次年度以降に実施すべき有効な施策の提案についても記載すること。

ウ 報告書の品質等

報告書に記載する内容は、特定健診未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨における介入研究で論文を公表済の公衆衛生の修士・博士等の研究者による示唆を踏まえたものとする。報告書の量は概ねA4判50ページ以上を想定する。

## エ 報告書の作成・納品方法

報告書については、甲及び丙別に作成する。

乙は、甲及び丙に対して、報告書については成果物としてデータ納品を行う。

## (6) 自由提案

その他、特定健診受診率向上及び特定保健指導実施率向上に資する提案があれば、提案書中に記載すること。

## 5 甲が行うべきその他の業務

甲は、委託業務の実施に必要な丙が保有するデータを、丙から乙に提供させる。なお、業務に必要なデータのうち、特定健康診査受診対象者データ、受診結果データ、その他の個人情報を含んでいるデータについては、受渡しはL GWANに限ることとし、乙と丙の2者間でデータ送受信を行う。(甲を経由しない。)

## 6 丙が行うべきその他の業務及び留意事項

丙が行うべき業務は、4 (1) から (5) までの記載事項の他、次のとおりなので留意する。

- (1) 丙は乙に対して、委託事業の履行に必要な情報を提供することとし、個人情報を含むデータの送受信は乙と丙の2者間で必ずL GWANを使用して受渡しを行い、甲を経由しないこととする。
- (2) 「4 (1) イ (イ) 通院中の特定健診未受診者に対するハガキによる勧奨」において、対象となる丙は、別途乙が指定するデータを乙に提供すること。
- (3) 「4 (1) イ (イ) 通院中の特定健診未受診者に対するハガキによる勧奨」において乙が宛名等を印刷する前に、対象者の郵便番号、住所、氏名の変更に備え、丙は乙に直近の更新状況のデータを提供する。
- (4) 「4 (2) イ (イ) 支援内容の決定」において乙が提案した改善事項について、丙は誠実に対応のうえ具体的な業務改善を図ること。具体的な業務改善がなされない場合は、その理由を明確化したうえで甲及び乙に報告すること。
- (5) 「4 (5) 甲及び丙への報告」において、報告書の作成にあたって乙が丙のデータを必要とする場合、丙から乙へデータを提供することとし、個人情報を含むデータの送受信は乙と丙の2者間で必ずL GWANを使用して受渡しを行い、甲を経由しないこととする。
- (6) 当該委託業務に包含できない運用範囲がある場合は、別途乙と丙の2者間による個別契約となる。

## 7 その他の留意事項

- (1) 甲は乙に対し、随時、事業の進捗状況等について報告を求めることができる。その場合乙は迅速かつ誠実に対応すること。
- (2) 委託契約書、仕様書及び特記仕様書に定めのない事項については、甲乙で協議して定めることとする。(なお、特記仕様書は、この公募型プロポーザルにより選定された委託先候補者の提案内容を記載したものを別途作成予定。)
- (3) 乙が甲及び丙から受領した個人情報の取扱いについては、乙は、委託契約書に定めのあることその他、丙の個人情報保護条例等についても遵守するものとする。

- (4) 乙が甲及び丙から受領した個人情報の取扱いについては、上記の他漏えい・紛失等が生じることのないよう、取り扱う人員に対する研修等の対策について徹底のうえ、万全の体制が取られていることを甲及び丙に報告すること。
- (5) 乙が甲及び丙から受領したデータのうち個人情報については、委託業務終了後、乙による破棄を確実に行うものとする。

(別紙1)

## 丙規模等

### 業務内容(1)

- 1 丙数 10 保険者
- 2 丙の特定健康診査対象者数の規模 合計 101,806 人程度 (令和6年度法定報告時点の情報を元に算出)
- 3 参加候補保険者の特定健康診査受診率の現状 37.6%~58.6%

### 業務内容(2)

- 1 丙数 7 保険者
- 2 丙の特定保健指導対象者数の規模 合計 5,891 人程度 (令和6年度法定報告時点の情報を元に算出)
- 3 参加候補保険者の特定保健指導実施率の現状 6.7%~38.3%

(別紙2)

## 報告書に記載すべき項目

年度末報告書には、甲及び丙（該当業務に参加している保険者のみ）ごとに、以下の記載をすること。

### 1. データ分析及びヒアリングについて（4 業務内容（1）ア及び（2）ア）

- ・表紙
- ・目次
- ・データ分析及びヒアリングの概要（目的、実施時期、対象等）
- ・特定健診及び特定保健指導の取組の全体像
- ・取組実施状況と受診率または実施率との相関関係を示す分析結果
- ・受診率・実施率と高い相関が見られた取組の詳細説明（実施の工数感、実施の際のポイント、実施体制図案、具体的なアクションプラン案等、県内・県外でこの取組を実施している市町村の事例紹介等）

### 2. 特定健診未受診者勧奨について（4 業務内容（1）イ）

- ・表紙
- ・目次
- ・用語の定義（連続受診者・不定期受診者の分類）
- ・事業結果まとめ
- ・事業環境の変化
  - 対象者数及び年代別構成比の推移
  - 対象者における受診履歴別構成比の推移
  - 対象者における構成比の推移（受診履歴×年代）
  - 令和8年度対象者の分布 セグメント別
  - 令和8年度対象者の分布 セグメント×年代
  - セグメント別 健診受診率（過去3年分データ）※受診経験者
  - セグメント別 健診受診率（過去3年分データ）※未経験者
- ・事業概要
  - 令和8年度 事業スケジュール
  - 令和8年度 特定健診受診勧奨概要
- ・事業結果
  - 受診者数・受診率の推移
  - リピート受診者数・受診率の推移
  - 月別 受診者数・受診率（昨年度との比較）
  - 月別 リピート率（昨年度との比較）
  - 月別 受診者数 受診履歴別
  - 年代別 受診者数・受診率の推移
  - 年齢別 受診率
  - 年代別 リピート率
  - 年齢別 リピート率

- 受診履歴別 受診者数(昨年度との比較)
- 受診履歴別 リピート率(昨年度との比較)
- ・受診率向上効果の分析
  - 受診履歴別の分析
  - 受診者における受診履歴別割合
  - 月別受診者数・受診率(連続受診者)
  - 月別受診者数・受診率(不定期受診者)
  - 月別受診者数・受診率(健診未経験者)
  - 不定期受診者の詳細な分析(対象者における割合)
  - 不定期受診者の詳細な分析(受診率)
  - 健診未経験者の詳細な分析(受診率)
  - 健診未経験者の詳細な分析(リピート率)
- ・受診率向上効果の分析
  - 他市町村との比較
  - 受診率・リピート率の他市町村比較
  - 受診率の他市町村比較 年代別
  - 受診率の他市町村比較 受診履歴別
  - 受診率の他市町村比較 健診未経験者(詳細)
  - リピート率の他市町村比較 年代別
  - リピート率の他市町村比較 受診履歴別
  - リピート率の他市町村比較 健診未経験者
- ・通院中の未受診者に関する分析
- ・医療機関ごとの健診受診者・未受診者の分析
- ・事業環境・健診環境を踏まえた課題・対策
- ・令和8年度事業における実施内容

### 3. 特定保健指導実施率向上に向けた伴走支援（4 業務内容（2）イ）

- ・表紙
- ・目次
- ・丙の特定保健指導実施状況・体制について
- ・丙の特定保健指導実施状況における課題・改善点
- ・その課題・改善点に対する令和8年度実施の短期施策の実施内容と他市町村で横展開が可能なポイント
- ・総括（実施状況を踏まえた今後の課題・方針等）